

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和4年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務</p> <p>①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係</p> <ul style="list-style-type: none">・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。 <p>②裁定等請求関係</p> <ul style="list-style-type: none">・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。 <p>③未支給請求関係</p> <ul style="list-style-type: none">・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 <p>④支給停止・停止解除関係</p> <ul style="list-style-type: none">・③に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。 <p>⑤障害基礎年金額改定関係</p> <ul style="list-style-type: none">・③に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求の受理及び報告。 <p>⑥付加保険料関係</p> <ul style="list-style-type: none">・付加保険料納付開始・納付終了の申出の受理、審査及び報告。 <p>⑦納付申出関係</p> <ul style="list-style-type: none">・納付申出・納付申出期間訂正の受理、審査及び報告。 <p>⑧申請免除関係</p> <ul style="list-style-type: none">・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告。 <p>⑨各種届出関係</p> <ul style="list-style-type: none">・資格取得・喪失届、種別変更届、産前産後免除該当届、氏名・住所変更届、死亡届の届出の受理、審査及び報告。 <p>⑩旧法裁定請求関係</p> <ul style="list-style-type: none">・旧法の裁定請求の受理、審査及び報告。 <p>⑪旧法障害年金関係</p> <ul style="list-style-type: none">・給付障害年金の額改定請求の受理及び報告。 <p>2、協力連携事務</p> <p>資格取得時等における保険料の納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について実施している。</p>
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、番号法第9条第1項 別表第一の31項 2、番号法別表第一の主務省令え定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	倉敷市法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	倉敷市市民課国民年金係 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3291

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査
		<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	小山 貢	森分 宏	事後	
平成29年9月1日	I-1-② 事務の概要	若年者納付猶予	保険料納付猶予	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の資格異動及び保険料免除等受付事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用する。 ①第1号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理 ②第1号被保険者・任意加入被保険者 <ul style="list-style-type: none"> 氏名変更・住所変更の届出の受理、住所変更報告書(転出)の提出、居所未登録者の報告、資格記録・生年月日・性別訂正報告書の報告、国民年金手帳再交付申請の受理、付加保険料の納付の届出の受理、付加保険料の納付しないことの届出の受理 ③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得・資格喪失(死亡喪失)の届出の受理 ④保険料納付の法定免除該当届及び不該当届の受理 ⑤保険料全額(または一部)免除の申請及び取消の届出の受理 ⑥保険料納付猶予の届出及び取消の届出の受理 ⑦学生等の保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、及び特例の取消の申請の受理 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑨年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。 1、法定受託事務 <ul style="list-style-type: none"> ①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係・資格取得・喪失届出の受理及びその届出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替納付届出の受理をするとともに年金機構へ報告する。 ②国民年金手帳関係 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金手帳の再交付申請の受理(第1号被保険者に係るものに限る。)及び報告。 ③裁定等請求関係 <ul style="list-style-type: none"> ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。 ④未支給請求関係 <ul style="list-style-type: none"> ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の概要の続き	同上	<ul style="list-style-type: none"> ⑤支給停止・停止解除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・④に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。 ⑥障害基礎年金額改定関係 <ul style="list-style-type: none"> ・④に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求の受理及び報告。 ⑦付加保険料関係 <ul style="list-style-type: none"> ・付加保険料納付開始・納付終了の届出の受理、審査及び報告。 ⑧納付届出関係 <ul style="list-style-type: none"> ・納付届出・納付届出期間訂正の受理、審査及び報告。 ⑨申請免除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、(若年者)納付猶予の申請の受理、審査及び報告。 ⑩各種届出関係 <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得・喪失届、種別変更届、産前産後免除該当届、氏名・住所変更届、死亡届の届出の受理、審査及び報告。 ⑪旧法裁定請求関係 <ul style="list-style-type: none"> ・旧法の裁定請求の受理、審査及び報告。 ⑫旧法障害年金関係 <ul style="list-style-type: none"> ・給付障害年金の額改定請求の受理及び報告。 2、協力連携事務 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得時等における保険料の納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について実施している。 	事後	
平成31年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	1、番号法第9条第1項 別表第一の31項 2、番号法別表第一の主務省令え定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	課長 辻 一幸	市民課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数(時点)	平成27年12月 1日	平成31年 3月20日	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数(時点)	平成27年12月 1日	平成31年 4月 1日	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目追加		
令和2年4月1日	II-1 対象人数(時点)	平成31年 3月20日	令和 2年 3月13日 時点	事後	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数(時点)	平成31年 4月 1日	令和 2年 3月13日 時点	事後	
令和2年4月1日	IV-8 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和3年4月1日	I-1-② 事務の概要	⑨申請免除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、(若年者)納付猶予の申請の受理、審査及び報告。 	⑨申請免除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・申請免除(全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除)、学生納付特例、納付猶予の申請の受理、審査及び報告。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I-1-③ システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム	国民年金システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム	事後	
令和4年5月31日	I-1-②事務の概要	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務 ①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係 ・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。 ・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。 ②国民年金手帳関係 ・国民年金手帳の再交付申請の受理(第1号被保険者に係るものに限る。)及び報告。 ③裁定等請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。 ④未支給請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ⑤支給停止・停止解除関係 ・④に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及</p>	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の法定受託事務及び国(日本年金機構(以下「年金機構」という。))との協力連携事務で取り扱う。</p> <p>1、法定受託事務 ①任意加入被保険者・特例任意加入被保険者関係 ・資格取得・喪失申出の受理及びその申出に係る事実についての審査をするとともに年金機構へ報告する。 ・口座振替納付申出の受理をするとともに年金機構へ報告する。 ②裁定等請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の裁定請求又は支給請求の受理、審査及び報告。 ③未支給請求関係 ・第2号及び第3号被保険者期間を有していない者に係る「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ・「寡婦年金」の未支給請求の受理、審査及び報告。 ④支給停止・停止解除関係 ・③に掲げる年金の選択の申請、支給停止事由該当の申請、支給停止解除の申請の受理及び報告。 ⑤障害基礎年金額改定関係 ・③に掲げる障害基礎年金の額の改定の請求</p>	事後	
令和4年5月31日	II-1-評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年3月13日	令和4年5月16日	事後	
令和4年5月31日	II-2-特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年3月13日	令和4年5月16日	事後	